

日高村農業資材高騰対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、日高村補助金等交付規則（平成12年日高村規則第16号）の規定に基づき、日高村農業資材高騰対策補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 村は、新型コロナウイルス感染症の拡大に加え、ロシアによるウクライナ侵攻や円安の影響により、肥料を始めとする農業資材の高騰による農業経費の負担を軽減するため農業資材の購入費の一部を予算の範囲内で補助することにより、農業経営を支援することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 この補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、村内に住所を有する農業者又は村内に事業所を置く法人で、令和3年の農業収入が50万円以上の者とする。

- 2 補助対象者であっても、次に掲げる者については補助しないものとする。
 - (1) 第5条第1項第1号に掲げる申請書の宣誓・同意事項に宣誓又は同意しない者
 - (2) 村税等の滞納がある者
 - (3) 日高村暴力団排除条例に該当する者
 - (4) 申請する資材について、他の補助金等を活用して重複受給している者

(補助対象経費・補助額等)

第4条 補助金の交付対象となる事業の補助対象経費及び補助額等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、令和5年1月31日までに、次のものを村長に提出しなければならない。

- (1) 日高村農業資材高騰対策補助金交付申請書（別記第1号様式）
 - (2) 前号に掲げる証拠書類等
- 2 一度補助を受けた者は、再度申請することはできないものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 村長は前条に掲げる申請を受けたときは、これを審査し、補助金の交付決定又は不交付決定を、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、前条の規定による交付決定通知があったときは、補助金請求書を速やかに村長に提出しなければならない。

(補助金交付決定及び確定の取消し)

第8条 村長は、補助対象者が次の各号に該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第3条の規定による交付の要件を欠くことが明らかになったとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正行為があったとき。
- (3) この要綱、又は村長の指示に従わなかったとき。

2 村長は、前項の規定に取消しをしたときは、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第9条 村長は、前条第1項の規定に基づき補助金の交付決定及び確定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を命じなければならない。

2 補助金の返還を命じられた補助対象者は、定められた期限までに村に補助金を返還しなければならない。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 この補助金を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第11条 この要綱の他、必要な事項は村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

別表

補助対象経費	補助額	補助上限額
令和4年4月1日から令和4年12月31日までに購入した農業資材購入経費（肥料、農薬、種苗に限る。）	農業資材購入額の5分の1以内の額（千円未満切捨て）	個人 250,000円 法人 500,000円